

発議第5号

(仮称) 富士市の救急医療を守り抜く条例検討特別委員会の設置について

富士市議会委員会条例第4条の規定に基づく特別委員会を下記のとおり設置するものとする。

令和7年10月10日提出

提出者（富士市議会議員）	高橋正典
賛成者（富士市議会議員）	下田良秀
〃（〃）	望月昇
〃（〃）	杉山諭
〃（〃）	太田康彦
〃（〃）	小池義治
〃（〃）	鈴木幸司

記

1. 設置すべき特別委員会の名称 （仮称）富士市の救急医療を守り抜く条例検討特別委員会

2. 委員の定数 6人

3. 付議事件

(仮称) 富士市の救急医療を守り抜く条例制定に向けた検討について

4. 提出理由

市民が安心して救急医療を受けることができる体制を安定したものにしていくためには、医療に関わる者の努力はもとより、市民一人一人が救急医療の重要性を理解し、救急医療を適正に利用し、及び救命活動に協力することにより、市、市民、医療機関等が一体となって支えていくことが求められることから、全ての市民が救急医療の意義を共有し、救急医療が健やかな生活の礎となることを願い、(仮称) 富士市の救急医療を守り抜く条例を制定するため、特別委員会を設置する。

5. 審査期間

本委員会は、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中もなおこれを審査するものとし、審査が終了するまでの間、継続するものとする。



令和7年10月10日

富士市議会
議長 笠井 浩 様

提出者（富士市議会議員） 高 橋 正 典

賛成者（富士市議会議員） 下 田 良 秀

〃 （ 〃 ） 望 月 昇

〃 （ 〃 ） 杉 山 諭

〃 （ 〃 ） 太 田 康 彦

〃 （ 〃 ） 小 池 義 治

〃 （ 〃 ） 鈴 木 幸 司

（仮称）富士市の救急医療を守り抜く条例検討特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。